

## 大阪府環境審議会石綿飛散防止対策部会（第4回）議事要旨

日時：平成25年11月11日（月） 10時00分～12時00分

場所：地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 環境科学センター  
1階研修室

出席委員：溝畑委員（部会長）、大久保委員、坂東委員、石井委員

1. 開会
2. 議事
  - 1) 石綿飛散防止対策部会報告について
  - 2) その他
3. 閉会

### ○前回の質問について事務局が説明（資料1-1、1-2）

坂東委員 説明で長さについての判定はよくわかった。幅は規定されていないが、アスペクト比で規定されているのか。

事務局 石綿繊維の検出方法があり、アスペクト比で規定されている。

溝畑部会長 3対1というのはどういう理屈で決めてあるのかわかれば理解しやすいと思う。長さの幅は5 $\mu\text{m}$ であれば、幅は約1 $\mu\text{m}$ 程か。

事務局 環境省の告示の93号に3対1ということは書かれている。

溝畑部会長 繊維自体は短いのか。

事務局 直線状の針状結晶とだけ書かれている。

大久保委員 人間の石綿肺に関する数え方は違うのか。

溝畑部会長 呼吸器に入ることから、あまり大きなものは入らない。吸入されるとき、10 $\mu\text{m}$ を超える場合は、半分くらいは入らない。その中で肺の奥までということになると、かなり小さいものでないと入らないと思う。環境にそういうものを出さないということで、人体影響のことを考えるとそれとはまた違うと思う。

事務局 大阪府の条例の場合は敷地境界基準があり、環境基準に近い性格の基準になっている。人体への影響を大前提として、敷地境界の基準を考えるなら、大気中1Lあたり10本が適当かの判断は難しい。製造工場などの敷地境界基準として、大防法では10本と定めているが、解体の場合は一過性であるので、同じような基準が適当かはわからない。

むしろ、今の一般環境の濃度は非常に低く検出下限に近い。解体現場について、一般環境の濃度を押し上げないという基準として、1Lあたり何本という基準が適当ではないかと思う。他の市などではそういう考えで規制しているところもある。測定も石綿だけを計ることが理想的ではあるが、

非常に難しい。そのため総粉じんや総繊維数になっている。

### ○部会報告案について事務局が説明（資料2の1章、2章）

大久保委員 2ページ目で、イの（イ）の規制の強化のところの一行目で「クボタショックにより、石綿に対する社会の関心が急激に高まった」とあり、これでは「社会の関心が高まったため、条例改正をした」となっている。「周辺住民に対する健康被害の顕在化」ということが始めにないといけないのではないか。

事務局 修正する。

坂東委員 行政測定に入るときの手続きや、それから行政測定をした結果によって実際にどのような指導がされるのか。また、行政測定をしたことにより問題があったときにどのような指導がされるのか。

もう一つは、改善の措置命令の結果として、どのようになったのかを明確にして欲しい。例えば、府内における不適正な解体等工事の例の2番目8ページで、測定結果として、基準値超過があつて翌日、改善措置後、再測定で変わったとなっている。行政測定をすることの法的・条例上の根拠と、実際にそれによってどういう措置をしたのかの経緯がわかるようにして欲しい。それについて、最終的に何か記述したほうがいいのではないか。

事務局 行政測定の手続きは、苦情や通報などがあつて、石綿の飛散がないと確実に言えない作業について、周辺住民の安全安心のために敷地境界の行政測定をしている。

坂東委員 7ページの立入検査の件数があるが、これは届出情報から解体工事があるところを抽出して立入に行ったと判断できる。行政測定は届出のない不適正な解体等に対して、住民からの通報だと思うが、6ページから29件と読める。

例として3件あるが、29件全てに行政測定をし、26件分については問題なかったと読めばよいか。ただ、例の1番目と3番目の事例についても問題ないという事例になると思う。届出がなかっただけなのか。

事務局 3件の不適正事例についても、6ページの現場数の平成24年度29件については、問題の有無に関わらず全ての件数である。大阪府としては、届出があり、1週間程度を超える工事を対象に測定をしている。

府では周辺住民に、安心安全のためにすぐに測定をするという方針であたっている。翌日以降では、その日のデータがないと遡って確認できないということもあり、念のために測定をする。

坂東委員 行政測定をする場合、依頼主等から許可を得て敷地の中で行なうのか。協力を得られないということも起こりえるのではないか。拒否された場合、

どういう措置がありうるのか。

事務局 現場で測定をさせる、させないというトラブルのある場合もある。府は立入権限により、立入し測定する。その際、府は業者に対し、周辺住民に対する不安の払拭といった責任もある等、説得を行う。その上でも拒否された場合、敷地に入らずに近隣の外部から測定をするなど、次善の策を取る。

溝畑部会長 通報がなければその現場はパスされてしまうような状況であったのか。

事務局 不適正事例の2と3番目は通報だが、1番目の事例は、事前に石綿解体工事を実施する旨のビラを業者が配り、周辺住民がこれはどういう工事が、適正かと、連絡があった。市役所から工事開始との連絡を受け立入をしたところ工事が開始されていて、不適正な状況になりつつあった事例だった。府ではパトロールや、建り法の情報に基づく立入検査やセミナーなどの啓発活動等で未然防止に努めている。

## ○資料2 部会報告案について事務局が説明（資料2の3章、4章）

大久保委員 24ページの表は、公害防止条例改正となっている。最後の段は生活環境保全条例なので合わせる方がよい。本文の2ページの1のアの（イ）の条例規制がいつの改正かわからないので、記載したほうがよい。

罰則を含めて一部法にない部分があるが立法事実を考える上で、他の自治体の状況がわかれば聞きたい。

大阪府は泉南のことがあり、アスベスト工場の周辺住民に影響が出ている事案があった。今後は解体においては、大阪府においては健康被害を出してはいけない、ということを書き込んだほうがよいのではないのか。

三点目として、9ページの三つ目は、事前調査を確実にさせるということか。単にやらせるというわけではなくて、内容の精度・正確性を高めるということを明確にしたいのであれば、「確実にかつ正確に」など、別の単語を検討してはどうか。

四点目は10ページの下から二行目とパンフレットの下から二行目の記述のひょうそくを合わせるという観点で事業者にも二重の手続き負担がないようにするという文言があればいい。

事務局 修正する。

石井委員 10ページに「労働安全衛生法においても同様の様式」とあるが、法定様式ではない。指針に基づく参考例なので「労働安全衛生法関係においても」として、安衛法にもこのような様式があるということでもいいと思う。

様式の簡略化について、安衛法に様式があるから簡略化するようにと読

めるが安衛法に合わせて簡略化する必要はないと思う。簡略化については何の目的で簡略化するかをわかりやすくして欲しい。

坂東委員 事前調査結果の説明書に項目が5つ並んであるが、これは並列か。上の2つは事前調査結果の説明書であり、有無や使用面積の判断の根拠は下の3つであり階層として1つ下になると思う。

事務局 修正する。

溝畑部会長 細かい部分については、部会長に一任して欲しい。部会の検討結果については部会長から **11月22日**に開催する予定の本審議会にて資料3の部会報告概要版を利用して説明する。資料3は今日の議論を踏まえて、その修正についても一任して欲しい。

### ○その他について

事務局 その他の議事はない。

溝畑部会長 本日の議事は終了する。事務局に返す。

### 3. 閉会

以上